

「裁判員経験者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成28年12月16日（金）午後2時30分から午後4時30分
まで

2 場 所 長野地方裁判所松本支部会議室

3 参加者等

司会者 伊 東 顕（長野地方裁判所刑事部総括裁判官）

裁判官 野 澤 晃 一（長野地方裁判所松本支部裁判官）

検察官 富 岡 宏（長野地方検察庁松本支部検察官）

弁護士 樋 川 和 広（長野県弁護士会所属）

オブザーバー 弁護士 小 澤 進

1 番（裁判員等経験者）40歳代・女性・パート

2 番（裁判員等経験者）50歳代・女性・看護師

3 番（裁判員等経験者）40歳代・女性・公務員

4 番（裁判員等経験者）30歳代・女性・看護師

5 番（裁判員等経験者）60歳代・男性・無職

6 番（裁判員等経験者）50歳代・女性・主婦

7 番（裁判員等経験者）30歳代・男性・会社員

長野司法記者クラブ6名

4 議事録

司会者

長野地方裁判所本庁刑事部の裁判官伊東顕と申します。どうぞよろしくお願い
いたします。今日はこの会の司会をさせていただきます。

まず、この会の趣旨、目的について御説明申し上げます。この会は、裁判員
経験者に御意見、御感想を教えていただく場を設けまして、今後の裁判員裁判
の資料としてさせていただくもので、一つには、これから裁判員になられる方
が裁判員になった方の経験、御感想を聞くことを通じまして、裁判員になって

も安心だと、ちゃんとできるんだと、こういう気持ちになって、裁判員裁判に参加していただけるようにと、こういう趣旨が一つございます。それからもう一つは、今日、弁護士さん、それから検察官、それから裁判官も並んで聞いているんですが、我々法曹というんですけども、この我々が、裁判員裁判を今後運営していく中で、貴重な皆さんの御意見を聞かせていただいて役に立てていこう、そして、改めなければいけないところがあれば改めますし、我々のやっているとこがうまく裁判員裁判の運営に役立っているということであれば、そういうところをもっと伸ばしていこうと、こういったことを考えてこの会を設けさせていただいております。ですので、多少、耳の痛いことも含めてですね、忌憚のない御意見をいただければと思います。

最初に、我々の自己紹介をさせていただきますが、まず、私は長野地方裁判所本庁の刑事部で裁判官をやっております伊東颯と申します。長野では裁判長を務めさせていただいております。1番の方と2番の方は、今年の2月それぞれ別の事件でしたけれども、裁判員裁判の裁判員として参加させていただいて、一緒に仕事をした、こういう仲でございます。

野澤裁判官

長野地方裁判所松本支部の裁判官をしております、野澤晃一と申します。

この4月に松本支部にまいりまして、刑事事件の裁判長をやっておりますので、裁判員裁判でも裁判長を務めております。あとはいろいろお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

富岡検察官

私は、長野地方検察庁松本支部の検事をしております富岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、昨年松本に来て勤務をしておりまして、裁判員裁判は昨年度で1件、今年度でこれまでに1件立ち会ったところです。今回、お集まりいただいている皆さんと同じ事件ではなかったと存じております。今日はいろいろ

ろと参考にさせていただきながら、また、勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

樋川弁護士

皆様、初めまして。長野市で弁護士をしております樋川といいます。

長野県弁護士会の中にですね、刑事弁護を担当する委員会がございます。その委員会の今年度の委員長という立場にありますので、今日は長野県弁護士会を代表して、出席させていただいております。私個人としては、今年の5月に初めて裁判員裁判を長野の本庁で、伊東裁判官の事件でしたけれども、担当しました。弁護士は、裁判員の方がどのように我々の活動を見ているのかということに非常に興味を持っております。大変関心が高いので、今日は忌憚のない御意見をいただいて持ち帰り、弁護士会で共有したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

オブザーバーの小澤弁護士、何かありますか。

小澤弁護士

ただいま御紹介に預かりました弁護士の小澤進でございます。

私は、裁判員裁判はもう五、六件はやっておりまして、今年の2月に判決のあった件についても弁護人として関わっております。ちょうど裁判員の方も来られていますので、今日は、忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

司会者

それでは早速ですが、本題に入らせていただきます。進行としては、まず、裁判員になった感想や法廷での審理の内容、これについての感想や御意見、これを順番にお聞きしまして、守秘義務の関係もあるのでいったんそこで切って、その後、評議の話とか、これから裁判員になるような方のためのアドバイスとか、そういったことがあればお聞きしたいと、こういう順序で進めていこうと

思います。

まず、1番の方に伺いますけども、1番の方の事件は、今年の2月初めの裁判員裁判でございました。殺人事件で、息子さんが地区の組長になって、人付き合いをするのが、精神障害のためなのか大変苦にされて、自分も自殺してしまおうと、こういうようなお気持ちになったのですけども、認知症のお父さんの介護をされていたので、その認知症のお父さんを残していけないということで、お父さんを殺害してしまったと、こういう事件でございました。この事件では、事実関係に大きな争いはありませんでしたけれども、被告人が精神障害を持っていたために、弁護人は刑罰よりも治療が必要だということで、刑の執行猶予の判決を求めていたと、こういった事件でございました。この事件の結論としては、執行猶予は適当でないとして、求刑の懲役7年の半分の刑でしたけれども、懲役3年6か月の実刑になったと、こういう事件でございました。この事件で、1番の方、裁判員を務めていただいたんですが、まず、裁判員に選ばれたときの、あるいは裁判員をやったということの当時の感想、あるいは今の感想を含めてお話しいただければと思うんですが、お願いします。

裁判員等経験者1番

裁判所に抽せんのために伺ったときには、自分ではきっとならないだろうという気持ちで行ったんですけど、その後、裁判員をやらせていただくことになって、すごく緊張して、その後、家に帰ってもちょっと家事も手につかないような状態でした。でも、何事も経験だということでやらせていただいて、今となってみれば、本当にやらせていただいてすごくよかったなと思ったようなことがたくさんあります。大分日数もたっているんですが、その後、新聞、ニュースなどをすごく気にして、裁判員裁判に関して興味を持つようになりました。司法の面にも興味を持つようになっております。

司会者

手続の具体的な内容について伺いたいんですが、裁判が始まって、冒頭手続

といって、被告人の名前を聞いたり、それから起訴状を朗読してもらったりした後、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述といって、これからどういう事項をそれぞれ証明するのか、話をしたという部分があったと思うんですが、この内容を覚えておられますか。

裁判員等経験者 1 番

うっすらですが、大分、記憶は遠くにいっちゃってるんですが、覚えています。その後もやっぱり、いろんなことが気になって生活してます。

司会者

最初の冒頭陳述を詳しくやったほうがいいのか、それともあっさりやったほうがいいのかというのは、今、法曹、法律家の中でもいろいろ議論があるんですけども、1 番さんの聞いた冒頭陳述の内容、検察官、弁護人、それぞれあるんですが、内容が詳し過ぎたというような印象でしょうか、それとも、もっと詳しく話してもらった方がよかったというような印象でしょうか。いかがでしょう。

裁判員等経験者 1 番

自分に全くない情報を入れるわけですから、やっぱり私は詳しく説明していただいたり、情報内容を自分の中に入れないと、それなりの判断はできないと思うので、詳しくやっていただいてよかったと思ってます。

司会者

比較的、詳しくあったっていう印象ですか。

裁判員等経験者 1 番

はい。

司会者

それから、その後、いろいろ証拠調べが行われて、調書の朗読ですとか、いろんな実況見分の写真とかですね、見ていただいたと思うんですが、これの感想というのはいかがでした。

裁判員等経験者 1 番

大きく印象に残っているのが、証拠の中ですか、やっぱりちょっと写真を見るのが怖いとかそういう先入観があったんですけど、その面で考慮していただいてあって、生々しいような写真は省いていただいていたというのが、ちょっと気持ちが楽でした。

司会者

生々しい写真を見せられるんじゃないかと、御心配されていたんですか。

裁判員等経験者 1 番

はい。

司会者

この事件では、息子さんが精神障害という話とか、殺されてしまったお父さんが認知症で残しておけない、そういう話が出ていて、精神障害の話がかなり出てたんですが、この証拠の朗読などを聞いて、どの程度理解できましたか。

裁判員等経験者 1 番

その点も詳しく話して、説明していただいたんで、自分の中では十分理解できたと思ってます。

司会者

ありがとうございます。あと、証人とかですね、被告人に直接話を聞く、被告人質問、証人尋問、これがありましたけれども、これはどんな印象をお持ちですか。

裁判員等経験者 1 番

被告人の方に対しては、やはりこう、精神障害を患ってらっしゃるので、自分の意見をそれなりにおっしゃることもできないのかなっていうのは思いましたね。弁護人の方がフォローしていただいている部分はかなりあるなと感じましたね。被告人の奥さんが見えられたんですけども、ちょっと話が違うかもしれないですけども、そのときの印象が、検察官の方の奥さんに対する質問なんで

すけど、ちょっとそれは気の毒だになっていうか、かわいそうだになって、圧力的な部分がすごく感じられました。

司会者

もうちょっと聞き方があってもよかったんじゃないか、そんな気持ちだったんですね。それで、証人尋問と証拠書類の朗読と、これ、どちらの方が頭に入りやすかったですか。

裁判員等経験者 1 番

私は、証拠書類の方が入ってる。結構整理をされていて、頭に入りました。

司会者

それから、いろいろ証拠を調べ終わり、それから、証人尋問や被告人質問が終わって、最後に検察官、弁護人、それぞれが意見を述べてくれる、論告求刑、弁護人の最終弁論、こういうのがあったんですが、この内容、これの分かりやすさはどうだったんでしょうか。

裁判員等経験者 1 番

一生懸命になって話を聞いていたので、一生懸命、私も理解しようと思ってたんで、十分分かったと思いますけど。

司会者

大体これで全部、手続を振り返っていただいたんですが、今の御感想としてですね、こういうところはもうちょっと改善されたらよかったんじゃないかとか、こういうところ、こういうように工夫するのが本当じゃないかとか、何か御提言とか御意見とかございますでしょうか。

裁判員等経験者 1 番

全て新しい経験でしたので、どれが正しくてと比べる材料も余りないので、それが正しいという考えでやらせていただいたんで、その点は思い当たることはありません。

司会者

分かりにくいところとかございませんでしたか。大丈夫でしたか。

裁判員等経験者 1 番

はい。

司会者

ありがとうございます。それでは、今度は 2 番の方に伺いますが、2 番の方の事件は、今年の 2 月末の裁判員裁判で、これは殺人未遂という罪名の事件でした。事件としては、フィリピンから日本にやってくる農業実習生、この方が同じ農業実習生の仲間の皆さんとお酒を飲んでいて、で、仲間外れにされてるというようなことから、一緒にお酒を飲んでた実習生仲間の一人に、なただ首の辺りをこんこんと 2 回殴って、もう一回殴ろうとした、というような事件で、殺そうとしているということで、殺人未遂という事件で起訴されたという事件でした。この事件では、殺人の故意、殺意というのが争いになって、弁護側は殺意がない、そういう主張をして、争うようになったという事件でございました。判決では、殺意が認められたとして懲役 4 年になったということでございましたけども、この殺意というのが法律上は普通の社会で使っている、殺してやろうと、こういう気持ちとはちょっと違うという説明を最初にさせていただいたと思いますが、この辺の御理解はうまくできましたでしょうか。

裁判員等経験者 2 番

そこのところがとっても難しくて、やっぱり私たち一般の人は、凶器を持って殺してやるって思ってやったことが殺意ってということなんですけど、やっぱり、事件としては、それを使ったら人が死んでしまうだろうっていう物を持ってやったら殺意なんだっていうところを理解するのに、やっぱりとても困って、で、その凶器を見せてもらったときに、これで本当に人が殺せるんだろうかっていう判断をしなくちゃいけないっていうのが、私たち素人では、すごく難しくて、やっぱりその殺意があるかないかで刑が決まっちゃうのに、それを判断していいのかなっていうのが最後まで残りました。

司会者

評議の最後まで、殺意ってこういう話だっていうのは、何回か出てきたと思いますけども、最初に冒頭陳述をやりましたよね。検察官は殺意とはこういうものだという、人が死ぬ危険性の高い行為をそれとわかっていながら行ったことという説明が何度かされてたと思うんですけども、最初の冒頭陳述を聞いたときに、それで何かどういう違いが出るのかとかいうところを含めて、大体わかりましたか。

裁判員等経験者 2 番

そうですね、その凶器を、証拠を見せていただいて、やっぱり、そういうものが凶器になるんだってということで、改めて、まあ想像しているものと見たものが違ったりとかもあったので、やっぱり、言葉だけで理解するっていうのは難しいと思うんですね。

司会者

あなたは、刃が全然ないなただったんですよね。証拠調べの中で、今度はあなたの話とは別になるんですけども、このフィリピンから来てる農業実習生だったんで、皆さんフィリピンに帰っちゃっているんで、帰る前に証人尋問をした記録が朗読されるという形で証拠調べをしたんですけども、1問1答式の調書を検察官、弁護士、それぞれが読み上げて朗読して証拠として調べたという形になってたんですが、あのやり方というのは、頭に入ってくるような状況でしたでしょうか。

裁判員等経験者 2 番

本当にちょっと時間がたちちゃって、具体的にどうだったかっていうのは覚えてないんですけど、ただそのときは本当に、自分として、すごく重大っていうか、責任のあることだと思ったので一生懸命理解しようとしたと思っています。

司会者

そうすると、そういう形で朗読されたのであっても、分からなかったという印象は残ってないわけですね。

裁判員等経験者 2 番

そう思います。

司会者

ありがとうございます。あと、この事件は外国人の事件でしたので、特に被告人質問のときには通訳が入って、通訳を入れながら被告人質問をしたという形になってたんですが、通訳が入ることで、何か違和感が残ったり、よく分からなくなったりというような印象はございましたでしょうか。

裁判員等経験者 2 番

そこが一番やっぱり大変なところで、日本人だったら日本語で、そのイントネーションとか言葉とかで、その人がどういうふうに思ってるんだとかっていうのがよくわかると思うんですけど、本当にもう通訳の人が話す日本語も、やっぱりちょっと向こうの方だったので、正しい日本語とは言わないんですけど、そういうところで違和感があったので、本当に何かワンクッションを置いたような感じで、その辺もうちょっと理解するのが、ちょっと大変だったかなという感じがあります。

司会者

あと、この仲間外れにされてるというような原因が、自分が分からない、ほかのフィリピンの方で話をしたとか、そういった話があったり、あと、そのなたで頭をたたくのも、お祭りで豚を殺すときに、なたでたたいて気絶させるんだとかそういう話が出てましたよね。で、ちょっと日本と違うような雰囲気の話、文化的な背景が違うってことになるんだろうと思うんですけど、そういった点で何かこうちょっと足りないものがあったんじゃないかなっていうのは、私の印象なんです。裁判員の皆さんはどうでしたでしょう。

裁判員等経験者 2 番

そうですね、だから彼は殺意があったんじゃないくて、気絶させたいっていうか、それだけだったって言われると、その殺意はどうかっていう、結局その私たちの理解っていうか、私たち一般人が思ってる殺意と、この法律で決まっている殺意の違いっていうのは、そこが大きいんじゃないかなって思います。

司会者

最後の検察官と弁護人の論告と弁論、この内容覚えておられますか。

裁判員等経験者 2 番

詳しくは覚えてないんですけど、ただ、ちょっと印象に残ったのが、やっぱり言葉が通じないから、弁護士さんもその被告人とのコミュニケーションがうまく取れてないんじゃないかなって印象はありました。

司会者

一通り振り返ったところですが、全体としてこういうところが足りなかったんじゃないかとか、こういうところはもっと工夫が必要だったんじゃないか、あるいは、褒め言葉でもいいんですけど、こういうところはよく頑張っていましたというようなものがあれば、教えていただきたいんですけど。

裁判員等経験者 2 番

全く何も分からないで裁判所に行って、裁判所の事務の方とか、本当に親切にやっていただいて、毎日、何も不自由することなくやらせていただいて、ありがたく思ってます。それで、この裁判員として仕事をしてる、ほかに仕事をしてるので、その間、お休みをいただかなくちゃならなかったんですけど、ちょっとその制度がよく分からなくて、最初、自分の有休で来るつもりだったんですけど、最終的に会社に聞いたら、公休じゃなくて出勤扱いになるっていうことが分かって、まあ、それが、自分でもっと早く調べてっていうか聞いて、お休みをすればよかったかなって。まあ、ちゃんと出勤扱いにしていたので、よかったんですけど。

司会者

そのころから、ちゃんと裁判所でも、ちゃんと休めますよ、会社にはこういうふうにご説明くださいっていうような説明を加えさせていただくようになったと思います。

それでは、次に、3番と4番の方のお話ですが、これは、私、担当していませんので詳しいところはよく分かりませんが、判決を見ますと、現住建造物等放火っていう罪名の事件で、これは、精神的な障害を持って育って、犯行当時はそのせいで引きこもり状態の21歳の被告人、この人がお母さんから見捨てられてるんじゃないかというような気持ちになって、お母さんに対する攻撃衝動というのが起こって、お母さんをやっつけたいと、こういう気持ちになったけども、まあやっつけるわけにもいかないので、自分の家に火をつける準備をして、お母さんに、火をつけるぞとかそういう話をして、まあ、お母さんをこっちに向かせようと思ったのか、あるいは何か、お母さんを困らせようとして、そしたら、今度、お母さんが困ってしまって警察に電話したんで、ついに、自分で自宅に火をつけてしまう、こういった事件だったというように判決に書かれております。こういった事件ですので、被告人の障害の内容とか生育環境、こういったものを考えて、弁護士さんは執行猶予が適当だとかこういうような意見を述べて、争いになったと、こういう事件だったというように聞いておりますが、結論は懲役3年、5年間執行猶予、保護観察付、こういった事件であったということですが、この事件を担当されて、まず、3番の方、裁判員に選ばれたときのお気持ち、あるいは、裁判員裁判が終わった後、今のお気持ち、これがどういうものか教えていただければと思います。

裁判員等経験者3番

裁判員に選ばれたときというか、ちょうど1年ほど前に、名簿に載りましたっていただいて、もうすっかり忘れていたころでしたので、本当に正直驚いてしまって、先ほど1番さんも言ってたんですけど、選ばれると思わなかったもので、本当に腰が抜けるような感じになってしまって、もうびっくりして昼休み

に職場に連絡をしたというような感じで、とにかく、驚いてしまったという感じですが、先ほど1番さんもおっしゃってたんですが、やらせていただいたことで、本当にいい経験をさせてもらったなっていうのが感想です。

司会者

4番さんは、いかがですか。

裁判員等経験者4番

まさか、選ばれると思ってなかったのが驚いたんですけども、いい経験だなっていうように考え方を变えてやることができたと思います。

司会者

今、2番さんがその会社の休みをとる関係のお話をされてたんですが、松本では、月曜日の朝に呼ばれて午後から審理と、こういう形だったと思うんですけど、この事件はそうでしたか。

裁判員等経験者3番

この場合は木曜日の午前中に呼ばれまして、午後からもうやりますということでした。

司会者

その、朝呼ばれて、午後からもう審理っていうのは、長野地方裁判所の本庁では、金曜日にお呼びして、土日を挟んで月曜の朝から審理という形なんですけども、そういった形と比べて、どっちがいい、よさそうだなっていうのはございますか。

裁判員等経験者3番

その日数にもよるのかなと思ったんですが、私が関わらせてもらった案件は、木金、土日を挟んで、月、火、水、木とありましたので、月から金までやったら月曜日とかっていうよりもまあ、あの場合、あの日数ですと、木曜日からやっていただいて終わったからよかったと個人的には思っております。

司会者

4 番さんいかがですか。

裁判員等経験者 4 番

私はおそらく、土日働いたと思います，確か。そうだったかな。

司会者

土日お仕事されて，また月曜日から裁判員，それは大変でしたね。それじゃ今度，審理の内容について伺いますが，まず，冒頭陳述ですけども，双方，いろいろ冒頭陳述で説明していただいたと思うんですが，内容の詳しさ，先ほど詳し過ぎないか，あるいは簡単過ぎないかというようにお尋ねしたんですが，この辺はいかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 3 番

まあ，初めてのことで，詳し過ぎるのかとか，簡単過ぎるのかっていう判断はちょっと難しいんですけども，大変よく分かりました。で，逆に，検察の方，それから，裁判官，弁護士さんにつきましても，あ，こんなに細かくっていう，逆に感心するというとおかしいんですけども思いました。

司会者

4 番さん，いかがですか。

裁判員等経験者 4 番

正直言いますと，とても分かりやすかったんですが，ちょっと弁護士の考え方が偏ってしまってるのかなっていうのは感じました。

司会者

いつも，3 番さんから聞くと申しわけないので，今度 4 番さんから聞きますけども，この事件は，量刑が争点だったという事件だったと思うんですが，検察官は被告人が身勝手な生活態度だとか，放火の危険性がすごく高かったんだ，危険な放火だったんだよという，こういう冒頭陳述をして，弁護士さんは，どういう育ち方をしたのか，お母さんがどういう人だったのかと，こういったようなことを中心に冒頭陳述で主張していたと思いますが，最初に冒頭陳述の段

階で、こういう話を聞いて、これからどんな裁判になるんだろうっていうのは、何か予想できましたでしょうか。

裁判員等経験者 4 番

はい、予想はできました。

司会者

それが、やっぱりちょっと偏ってたんじゃないかと。

裁判員等経験者 4 番

そうですね、それはその、何ていうんですか、弁護士さん、男性だったんだけれども、男性の意見に偏っているのかなというような印象は受けました。

司会者

3 番さん、いかがですか。

裁判員等経験者 3 番

はい、どういうふうになっていくかっていうのは、まあ、私も想像つきました。でも、私はそれほどその弁護士さんに対して、その偏ってるという印象はなかったんですが、まあ、私がまさに感じたのは、とても表現力が豊かな人だなと、何かちょっと思いました。で、その資料の作り方もなかなか個性的というか、今日も改めて見て思い出しました。

司会者

あと、証拠調べの内容、私は担当してないんでよくわからないんですけども、調書が朗読されたり、それから、証人尋問や被告人質問、こういったものがされたと思うんですが、これの分かりやすさという点はいかがだったでしょうか。じゃあ、もう一回 4 番の方からどうぞ。

裁判員等経験者 4 番

お医者さんも入ったんですけれども、その説明は分かりやすかったんですが、それと、この本人にどのくらいの刑にするかとか、そことつなげるところが一番難しくて、精神的に障害があるから本当に反省しなくていいのかとか、そう

いうところに関しては、つなげることが難しかったので一番悩んだところで。

司会者

3 番の方。

裁判員等経験者 3 番

4 番さんの話、あ、そういえばそうだったなって、今、思い出したところですよ。本当に、やはり家庭環境、いろいろ背景もすごくいろんな家族の方の証言とかもありまして、すごく何かこう、いろんな視点で見て考えなきゃなと思いつながら、あと、ほかの裁判員の方の意見を聞きながら、あるいは医師の先生の話の聞きながら、本当に判断が難しかったかなという印象があります。

司会者

その障害と犯行をどう結びつけていくのかという点は、最後の検察官、弁護人が意見を述べる段階で、特に弁護人から説明があったのかなとも思うんですが、この最後の論告求刑とか最終弁論とか、この内容、分かりやすさはいかがだったのでしょうか。今度どちらからでもいいです。じゃあ、3 番の方。

裁判員等経験者 3 番

そうですね、ちょっと忘れてしまったんですが、それぞれおっしゃりたいことはわかりました。それで、確か弁護士さんは、子供が子供を育てた、とかいうようなタイトルをつけていただいて、御説明があったかなと記憶しています。

司会者

分かりやすかったですか。

裁判員等経験者 3 番

はい。

司会者

4 番さん。

裁判員等経験者 4 番

はい、とても分かりやすくて、検察官の方が、とてもこの事件は危険である

ということを伝えたかったっていうのは、とてもよく分かったからこそ、こういう判断をしてしまってよかったかなというのは本当に今でも思います。

司会者

一応、審理の過程を振り返っていただいたと思うんですが、この審理の中で、もうちょっと工夫してもらったらよかったのになというところ、今、やっぱりその障害と犯行との結びつきがもうちょっとはっきりしてほしかったなというところあったと思いますが、ほかに何かございますか。

裁判員等経験者 3 番

特にはありません。

司会者

4 番の方、いかがですか。

裁判員等経験者 4 番

特に、今、思い当たる点はないです。

司会者

5 番から 7 番の方も、昨年 1 1 月の裁判員裁判、もう 1 年以上たってるということになりますが、強盗致傷という事件でございました。判決を見ますと、これは被告人が車の修理代なんかが足りなくて、お小遣いに困って自分の自宅の向かいの女性の親子が住んでいる家に忍び込んで盗みに入った。それで、家の中を物色していたら、その家のお母さんに見つかってしまったので、持ってた懐中電灯でお母さんの顔を殴ったり何かしてけがをさせてしまった。そうやって逃げようとしたけども、まあ、うまく逃げられなくて、顔もばれてしまったとこういったような事件で、けがは全治 1 か月の鼻骨骨折、かなり重いけがを負わせてしまったと、こういう事件であったと思いますが、被告人に執行猶予付きの前科があったりしたこととか、まあ、執行猶予中の犯行であったと、こういったこともあって、検察官の求刑は懲役 7 年で、判決も懲役 5 年 6 か月、こういう刑になったと、こういう事件であったと思いますが、この事件、裁判

員になられて、なられるとき、どういう感じをお持ちになったのか、それから、今、裁判員をやったということで、どういうお気持ちでおられるかというようなところからまず伺っていきたいと思います。順番に、5番の方。

裁判員等経験者5番

今、おっしゃられたように、確か前科2犯だと思ったんで、前科2犯の理由が、執行猶予中にまた罪を犯したということに対しての、しかもその執行猶予が、確か12月の幾日かで切れるぐらいのところで起こしたと思って、記憶にあるんですけど。裁判の内容はですね、検察側の起訴を全面的に弁護側が認めて、情状酌量っていう流れだと思っていました。それで、何ていうんですかね、私はこれ主観的には、情状酌量っていうのも、前科2犯でしかも執行猶予がまだ付いてる中で、どうやってこの人を更生できるのかという辺りを争点にしてほしかったんですけど、個人的には。そういうところがなくて、結局、その法に照らし合わせたその刑を決めようとかですね、それから、弁護側が、弁護人の方に失礼なんですけど、ちょっと確か、国選の弁護人の方だと思ったんですが、本当に弁護しているのかというようなところがありました、感触としてね。最後にその情状酌量を求めるにしても、今我々がやってるその、今まで罪を繰り返してて、それをどう更生するのかという辺りに焦点を置いて、だから、もう少し軽くしてくれっていうことならいいんですけど、そうじゃなくてただ、そのお父さんもこうやって謝ってるし、みたいな、何かちょっと大人の言うことかなというようなところもあったんですけど。まあ、そんなのが全体の感想です。

裁判員になった感想っていうか、何となくそれに興味があるまではいかなかったんですけど、まあ来たらなってもいいやっていう部分が自分でもあったんで、法廷でいろいろ審理をする中では、非常に勉強になりましたし、終わって今も、やってよかったというか、そういう感じがありますね。それで、新しい方に対しては、是非、選ばれたら参加してくださいっていうのが全体的な感想です。

司会者

やってよかった理由というのを教えていただければと思うんですが。

裁判員等経験者 5 番

まず、客観的にその物を見なきゃいけないよっていうことは、何でもそうなんでしょうけど、客観的に見なきゃいけないって、法に照らし合わせたその刑の決め方であるとかそういうものが、我々が生活していく上では、非常に必要なんだろうねっていうことが、自分でも今まで以上に感じたっていうことが一つありますし、こういう中で、私がやっぱり興味があったのは、さっきから言ってる再犯、再犯っていうのは多いですね、再犯っていうのをどうやって、その法の中で歯止めをかけていくのかっていう辺りに興味があったんで、まあ、そういうところのその本来の法廷のその内容っていうものが、こう 1 回だけですけど、こういうものなのかなっていうことが、自分では勉強になったということです。

司会者

6 番の方、お願いします。

裁判員等経験者 6 番

裁判員になったときの気持ちというのは、ちょうど私が個人的な事情で、そのちょっと仕事もやってないっていうのと、あと、育児もですね、子供も大分ちょっと、まだ小っちゃいんですけれども、一人で留守番できるっていう状況だったので、今なら、まあチャンスと言いますか、私は、ちょっと時間によっては、やってみたいなっていう気持ちもありまして、抽せんで選ばれて裁判所で何人か集まったときに、どういう事件を担当するのか説明もあったものですから、その事件の内容によって、これならできそうだなっていうのも感覚としてありましたし、実際に選ばれてよかったなとは思ってます。実際経験してやった中で、確かにそのいろいろ、何ていいですかね、刑を決めるっていうのは、ちょっと難しい部分もあるんですけれども、いろんな裁判の流れと言いますか、

そういったものも勉強になりましたので、本当によかったなとは思っております。

司会者

こういう事件ならできそうだっておっしゃったということですけど、できそうもない事件とはどういう事件ですか。

裁判員等経験者 6 番

やっぱりその、ちょっと残酷な殺人事件で、そういう場合はきっと、写真といますか、そういったものが、見たらちょっとというのが私自身あったものですから、ちょっと、殺人事件ではなかったものですから大丈夫かなっていうことで、はい。

司会者

7 番の方、お願いいたします。

裁判員等経験者 7 番

前もって、1 年ほど前から、リストに載って選ばれるかもしれませんという案内が来てまして、そこから改めて、裁判員裁判をやるので、その名簿の中に載っているのので来てくださってという案内が来てからなんですけれども、やっぱり非常にこの選任される人が少ない、何人に一人ぐらいですよと書いてありましたし、そういう中で、あんまり多少やりたくないなっていう気持ちもあったんですが、選ばれるのであれば、こういう機会だし、せっかくならやってみたいというか、半々の気持ちもありました。何ていうんですかね、ちょっと面倒くさいっていうの半分と、まあ興味のあるというか、やれるのであればやってもいいかなというか、そういう気持ちもあって来たんですけれども。

それで選ばれて、やっていって非常によかったなと思うことが非常に多かったです。法律の専門家の方、裁判長を始め、その方と横に並んで、被告人なり被害者なりと向かい合う、その場に居合わせる、その事件の概要を聞くということは、こういうことがないとできないことだと思いますし、もちろんその事

件について深く考えるっていうことはそうなんですけれども、自分のこの人としてというか、そういう中で、犯罪というものはどういうものであるか、被害者に、加害者になってしまう場合、どういうことを思うんだろうかとか、それにはもちろん、こういう手続があるということだと非常に勉強になったというか、司法については全然知らないままで来たんですけれども、それでもそういうことを非常に考えられる、いい時間となったのではないかなと思います。

司会者

あと、冒頭陳述の話に変わりますが、冒頭陳述の内容、今、裁判所では最初にあんまり詳しい話をすると、皆さん混乱するんじゃないかということで、さっきから冒頭陳述、詳し過ぎないかっていうお話を伺ってたんですけれども、そういう観点から、冒頭陳述が詳し過ぎるか、詳し過ぎないか、あるいは、これぐらい詳しいのがいいんだというような御感想、御意見聞かせていただければと思うんですけれども。7番の方からお願いします。

裁判員等経験者 7 番

ここに冒頭陳述メモ、今日改めて用意していただいたんですけれども、この事件に関しては、非常に分かりやすかったというか、端的にまとめられていたと思います。カラーで、図というかその、誰がどういうことを話しているとか、そういうような書き方がされてあって、非常に分かりやすくて、また、端的にしっかりとまとめられていてよかったと思います。事件の内容によっては、複雑でっていうこともあるのかも分からないですけれども、私が参加させていただいたものの中では、非常に詳しいながらも分かりやすいというんですかね、そう感じました。

司会者

6 番の方。

裁判員等経験者 6 番

そうですね、私も、詳し過ぎるんじゃないかということなんですけれども、情

報はたくさんあった方が、いろいろやっぱり判断の材料ともなりますし、で、実際にこうやって担当し、扱ったのもちゃんと分かりやすくまとめられてるものですから、いいんじゃないかと思います。

司会者

検察官の方は結構詳しいんですけど、弁護人の方はかなりあっさりしてたように思いまして。

裁判員等経験者 6 番

弁護人のはちょっとあんまり記憶してないから、分からないです。

司会者

記憶に残らないぐらいあっさりしててという感じですか。じゃあ、5 番の方。

裁判員等経験者 5 番

検察側の冒頭陳述は、非常に分かりやすかったですね。詳し過ぎるんじゃないかという御質問もあったんですが、我々、裁判員制度で来た者っていうのは初めてそういうものに当たるわけなんで、具体的に、やはり、説明をしていただいた方がいいと思います。

司会者

弁護士さんの冒頭陳述はやっぱり印象に残ってないんですね。

裁判員等経験者 5 番

いや、印象というか、発言がほとんどなかったですよ。だから、どういうんでしょうね、私の感想としては、ただその、起訴状を全面的に認めるっていうことをちょっと 1 行ぐらい言ったぐらいだと思うんです。だから、もうそれで、ああ、全面的に認めるわけだから、後はもう情状酌量しかないんですよっていうことで、その個々の行動に、被告人の行動に対して弁護をするっていうのは一切なかったですから、ちょっと不満でしたね。

司会者

それでは、今度は証拠調べで、調書の朗読ですとか、証人尋問、被告人質問

が行われたと思いますが，その証人尋問や被告人質問について，どういう御感想をお持ちだったか，順番に教えていただければと思います。5 番の方。

裁判員等経験者 5 番

被告人質問についても，あるいは，被告人のお父さんの質問とかについても，検察側はそれなりにきちんとしてたんですが，この辺が弁護側がほとんど我々に響くような質問をしてくれなかったというか，最終弁論で，とにかくこうまとめちゃって，それと内容の中にですね，確か150万の示談金をもう払ってるっていう内容があったんで，もうそれも払ってるから勘弁してよみたいな流れが弁護側にはあったのかなって思うように思います。

司会者

6 番の方。

裁判員等経験者 6 番

証拠なんかは，すごく詳しく本当に丁寧にというか本当に詳しく提示されて，すごいなっていうそういう感じでした。被告人質問とか，そういったのは，やっぱり，被告人自体も，一般というかまあそういう受け答えになれてない部分があるものですから，そういう中から，そういった真意というか，そういうものを酌みとっていくのは，なかなか難しいなっていうのが印象でした。

司会者

7 番の方。

裁判員等経験者 7 番

被告人質問等なんですけれども，検察の方も弁護人の方も非常に厳しい口調というか，強い口調だったかなという印象を受けました。もともと，というか，最初にもう公訴事実については全て認めているっていうのもあって，その立証なんかもするけど，それは違うというようなことは，被告人の話でそれはそうじゃないんですとかということはほとんどなかったような気がしたので，そういうことなので非常に強い口調というか，反省を促す口調だったのかなと，弁

護人の方も非常に強い口調だったんですけど、つい、そういう口調を使ったのかというようなことは思いましたけれども。その流れというんですかね、進め方というか、全体の流れについては非常に分かりやすく、丁寧というか、そういう感じだったかなと思っています。

司会者

全部認めてですね、ごめんなさいと言ってる人に、厳しい口調で糾弾するような質問をするっていうのは、普通は一般社会で行われると、かなり何かつるし上げをしてるような、余りいい印象を受けないことになるんだろうと思うんですが、検察官や弁護人が法廷で仕事として行っているということを考え、前提にすると、それはそれで悪いことではないという印象なのか、それとも、彼らの人間性を疑うというようなそういう印象を受けるのか、その辺はいかがですか。

裁判員等経験者 7 番

いや、それは仕事としてというか、やはり、やっぱりその強盗だし、暴力でけがを大きく負わせているっていうのは、僕らが体験するっていうんですかね、知っているのとはまた別の次元のものというんですか、社会的に、もちろん刑を受ける、そういう制裁を受けなければならないという面においては、やはり、非常に厳しい口調っていうのは仕事としてというか、こういう司法の現場ではやっていいのかなという感じがしました。

余りこう被告人が何か用意があるというか、何か事実とちょっと違うというようなことであれば、強い口調は何かあるのかなと思うんですが、全部認めてるという形であれば、私はその反省を促すというんですかね、示談が成立していて、親御さんも来られているというようなこともありましたし、まあ、それによって改めて大きく反省をするというようなことがあると、また、被害者の方だったり、裁判員として参加した私たちもその印象として、反省してるんだなというように思うということもあると思いますので、それはいいことなのか

と思いました。

司会者

最後の検察官，弁護人の論告，あるいは最終弁論，これについては分かりやすかったかどうかはいかがでしょうか。7番の方。

裁判員等経験者7番

そうですね，分かりやすかったと思います。何度も前科があるということと，そういうのもあったんですけども，その制度についても，その裁判の途中途中で，細かく説明していただいて，難しい用語も砕いて説明していただいて，その制度があつて刑が決まって執行猶予が付かないということと，この強盗致傷という中だったら，大体，刑はこのくらいになるというようなことも含めまして，裁判が終わるまで非常に分かりやすく，終わることができたかなと思います。

司会者

6番の方。

裁判員等経験者6番

ちょっと，よく覚えてないんですけど，分かりやすかったと思います。

司会者

分かりにくい印象はない。

裁判員等経験者6番

はい。

司会者

5番の方。

裁判員等経験者5番

非常に分かりやすかったですね。それから，逆に我々が審理をして，その刑を最終的にまとめてくださったのは裁判長だったと思いましたけど，あの方も我々に対して，素人に対して非常に分かりやすく説明をしてくださって，とて

もよかったと思います。確か、お酒を飲まないといい人だっていう内容の被告人だと思うんです。で、当日もその今回の罪を犯したときもビールか何かを飲んでいて、その後、確か犯罪を犯してるんですね。そういう人を、どう更生するんですかという辺りが、私は非常に大切なことじゃないのかなって思うんですね。その辺のところが非常に今の犯罪、テレビなどのいろんなマスコミの報道を見ていると、更生ができなくて、また、刑務所へ戻るっていう、そういうことが多いですね。その辺のところ、今後、この裁判がどうのじゃなくて、先生たちがぜひ討議をしていただきたいというのが私の希望です。

司会者

念のため申し上げますと、裁判所は被告人を更生させるために何かするというわけにもいかないんですが、行政の関係では、再犯防止のためにいろいろな施策を今行っていて、例えば、薬物犯罪とかですね、こういったものは再犯防止のためのプログラムっていうのはできていてですね、かなり効果を上げるんじゃないかと、上げているかどうかはこれから検証しなきゃいけないんだろうと思うんですが、上げるんじゃないかと言われてるものもありますので、酒を飲んで粗暴な行いをする、これについてのプログラムというものも、今のところ、ないわけではないですね。粗暴についても、ないわけではないので、それなりに治験、経験を積んでいけば、かなり、最後はなくなっていくんじゃないかと。数値目標か何かを定めているというもので、そういうこともありますんで、余りお怒りにならなくても大丈夫かもしれない。

というところで、一通り審理の内容を振り返っていただいたんですが、全体としてですね、こういうところをもう少し工夫してほしいとか、あるいは、そのほかに何か工夫してほしいところ、あるいは、まあよくやってたというところがあれば、御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。5番さんからどうぞ。

裁判員等経験者 5 番

あのですね、我々、こう素人が裁判で人を裁くというところへ来て、いろんな審理をするわけですね、先ほど申し上げましたように、裁判長と裁判官の方がいらっしゃったんですけど、私の印象は非常に、本当に、素人をうまく、どう言ったらいいのか、最初に来た日からずっとこう指導していただいて、最後にその判決を出すところまでに、我々を導いていってくださったということに対しては、非常に感謝を申し上げますし、内容的に私は非常によかったというように思っています。やはりこう、全く知らないその人間を、最後の判決、我々も一緒に下すわけですね、だからそこまでとても丁寧に、上手にっていう言い方は的を外れてるかもしれませんが、本当にこう、うまく成長させてくれたということを非常に感謝しております。

司会者

6 番さん。

裁判員等経験者 6 番

やっぱり裁判員になって、全然知らない中で、本当にもう丁寧過ぎるくらいしっかり説明してくださったり、ちょっと言い方はあれかもしれないですけど、お客様扱いのような感じで、すごくこう丁寧に対応していただいて、何か申し訳ないくらいでした。ただ、量刑を決めるっていう部分で、やっぱり今までの判例なんかを参考にしながらとかということで、実際に刑務所に入ってどういう過ごし方をするのかというのも、ちょっと裁判長の方にお聞きして、その過ごし方を聞いた中で、やっぱり私も、その依存症というのはそういう刑務所の中で何年か過ごすだけで、何て言いますかね、まあ当然反省して、再犯はしないという人もいるんだろうと思いますけれども、プログラムもいろいろあるということなので、再犯防止とか、その人の更生のためにという部分でも、刑のその取組方みたいなのを、ちょっと教えといていただければ、そういったもの、この素人の私たちにとっても、量刑の目安といいますか、そういう部分になるんじゃないかなと思ひまして、ただ、判例も何年、何年というだけで、ちょっ

と決めてるという，私はその決めたっていう部分でしたので，ちょっとそこが難しいところだなと思いました。ただ，裁判員をやらせてもらえた中での，対応はすごくよくやっていただいたので，本当にありがたかったと思います。

司会者

7 番の方，お願いします。

裁判員等経験者 7 番

5 番の方，6 番の方がおっしゃられたように，裁判長を初めとして非常に親切にというか，リラックスした中で審理を進めさせていただいて，非常に勉強になったし，一つ一つの区切りで休憩もいただいて，何かをやってある程度休憩をするっていう時間が非常にスパンが短くて，リラックスもしたし，本当こう疲れたり眠くなってしまうとかそういうこともなく，意見を言いやすい雰囲気で行うことができました。それと，事件の話をする中で，時間が多少あったからなのかもしれないんですが，人となりを知れる話，転勤をどういう所でしてきたとか，裁判官になるに当たりどういう勉強をしてどういう志を持ってきたかという話を，裁判長と若い方と中堅の方と 3 人でだったんですけれども，三者三様お話も聞けて勉強にもなりましたし，やっぱりその事件のこともそうだし，やっぱりその司法に関わる方がどういう気持ちでこの司法の仕事についてるかということを聞いて，なかなかそういう方と出会うこともないし，そういうことを聞くこともないので，それを聞けたということが非常によかったと思います。

それで，裁判を通して，本当にやっぱり，素人の私たちもわかるように一つ一つかみ砕いて丁寧に説明していただいて，それで，量刑も過去の判決に照らし合わせて，このくらいがこの刑で妥当だろうということで，うまくこう導いてくれたというか，強盗致傷は幅が広い，その刑の幅が広い中でもこのくらいに当たるというようなことを言ってもらえたので，私的にはわかりやすかったというか，大きく外れることもなく，このくらいじゃないかなっていう意見が

素直に言えたと思います。終わったときには本当に感謝の気持ちで、全体的に皆さん本当に感謝の気持ちが生まれたというか、一体感が生まれたというか、そういうような感じで終わることができたと思います。

司会者

審理の内容を一通り伺って、御意見も伺ったんですが、何か言い足りないところ、ほかの方の話を聞いてたら、あれも言わなきゃっていうのを思い出したということがございましたら、最後に伺いたいと思いますが、よろしいですかね。それでは、今度は評議の話を伺おうと思います。評議では、私も、過去の同じような犯罪類型の刑だとこのぐらいの幅になりますよと、こういう話をして、じゃあ、その中でどういう刑を決めていきましょうか、というような話の進め方をさせていただいていると思います。そういう話の進め方についてなんですが、この過去の刑の幅の話が出てくるのは、審理の初めにもちらっと話をする、審理の初日の法廷に入る前にも、若干、私はするんですけども、簡単にお話をするだけで先に進めると、で、審理が終わった後で、評議をするときに刑の幅はこのぐらいでっていう話を若干して、最終的に刑を決めるときにもう少し詳しい話をしていくと、こういうような流れになってると思うんですが、もっと早いうちからそういう話は聞きたかったと、そういう印象を評議の中でお持ちになられた方はいらっしゃるのでしょうか。

裁判員等経験者 6 番

早い段階で言っていた方がよかったかなとは思いますが。それと、私は、裁判長に、その大体どのぐらいですかって質問をした記憶があります。

司会者

どういうところを早い段階で聞きたかったのでしょうか。

裁判員等経験者 6 番

扱う事案の今までの同じような事例は、判例でどのぐらいの量刑だったかっていうことで、やっぱり大体こういう事案だったらこのくらいですよっていう

ように、その基準となるものが頭の中に最初にあったほうが、私はやりやすかったんですけど、でも、きっとそれをする事によってその一般的な感覚がちょっとその辺がこう見てしまうから、おっしゃらなかったのかちょっと分かりませんが、私は最初にそういうことを言っておいてもらった方がわかりやすいかなと思いました。

司会者

この点については、あんまり裁判所が詳しく説明すると、市民の皆さんの感覚が入らずに、もうこの線で決めなさいよって言うように言われてるような、感じられて、せっかく皆さんが入ってくださる意味がなくなってしまうような、そういう議論も一つあるので、ただ、じゃあ、こういうグラフを最後に見せると、そういうように決めなきゃいけないのかということで、今まで何やってたんだろう、何を悩んでたんだろうっていうように思われる方も結構多いというところで、私なんかもどのくらい皆さんに小出しにお示ししたほうがいいのか、いろいろ悩んでるところなんですけど、ほかにその辺、何かこう、感覚とかですね、あるいは、これもうちょっと早く聞いてればよかったのにとかいうところございませんでしょうか。よろしいですかね。

それから、評議の関係では、自分の御意見、これを十分に言えたかどうか、この辺を伺いたいんですが、順番にお聞きしましょうか。じゃあ、今度は7番の方からどうでしょう。

裁判員等経験者 7 番

十分話すことはできました。

司会者

どういうように、水を向けると話しやすいのかについての感想を、できればお話しただければと思いますが。

裁判員等経験者 7 番

そうですね、一人一人話を振っていただきましたし、具体的にどうやったか

ってというのは、ちょっとはつきり覚えていないんですけれども、一つ一つ具体的に聞いていただいたような気がします。この点についてはどうお感じですかとか、そういうような感じで、話しにくいなということは全然なかったですし、先ほどもちょっと言ったんですけれども、最初に全然違う話、リラックスするような話、そういう裁判官になった経緯だとか、どこどこに転勤しましたとか、その転勤でこうだったという話もあったので、そういうところもあって、また評議の間もあったので、それもあってかもしれないですけども、リラックスしたりもできましたし、話しにくいなということは全然なかったです。

司会者

6 番の方。

裁判員等経験者 6 番

私もすごく話しやすかったです。というのは、やっぱり、裁判長の方がすごく、進行の中で意見を言いやすい雰囲気を作ってくれたということと、本当に個人個人の意見がみんなしっかり言えてたんじゃないかなと思います。

司会者

5 番の方。

裁判員等経験者 5 番

そうですね、皆さんおっしゃってるように、裁判長もですね、非常に雰囲気づくりの上手な方だなという印象を受けました。例えば休み時間、休憩のときにもプライベートな話をされたりとか、そういうことで、我々がこう、ちょっとかたくなってる部分をほぐしてくれるっていうのが、非常にいい雰囲気を作っていたなっていうことで、積極的なお話をさせていただくことができましたし、裁判員の方たちも、何かこう、うまくまとまっていた感じを私は受けました。結局この最後に本当にこう、赤の他人が集まって、終わったときにはみんな仲間意識みたいのができた感じを受けましたんで、非常によかったと思います。

司会者

4 番の方，お願いします。

裁判員等経験者 4 番

私は本当にたくさんの意見を言わせてもらったので，本当に言いやすい環境だったなっていう感想があります。別の意見もあっていいんだよっていうのも，認めてもらえたというか，裁判官の方が 3 人いらっしゃったので，どっちの意見も持っていたので，自分の考えでこれがいいんだということも思えたし，とても話しやすかったです。

司会者

3 番の方。

裁判員等経験者 3 番

私も今の方と同じような感じなんですけど，一人一人の意見をよく聞いていただいたし，補充裁判員の方にもちゃんと皆さん意見を聞いていただいて，話しやすい雰囲気で，見ていただけたことがとてもやりやすかったと思います。ありがとうございました。

司会者

2 番の方お願いします。

裁判員等経験者 2 番

私は裁判長に，すぐ隣で 1 番だったもんですから，いつも意見を聞いていただいて，本当に全員くまなく，ちゃんと意見を言うことができましたし，私が，時々外れちゃったようなときもきちんと聞いていただけたので，十分自分の意見は言えました。あと，刑期を最初に見るとか見ないとかは，やっぱりあんまり先入観が，多分そちらの裁判内容がね，もう実刑ありきみたいなものだったから，最初に刑期がどのくらいになるかっていう目安が必要だったのかもしれないんですけど，私が関わったのは，やっぱり，その犯罪かどうか認めるか認めないかだったので，刑期がどうのというのは最後の方でよかったような気がし

ます。

司会者

1 番の方，お願いします。

裁判員等経験者 1 番

評議の場も，小ぢんまりした場所で，近くの場所で話してたので，場所としてはすごく雰囲気もよかったと思います。でも，私は人の前で話すのがすごく苦手なもので，たまたまその裁判も男性の裁判員の方が多かったので，なかなか積極的にはお話ができませんでした。その中でも，裁判長は，その感じを察していただいて，ちょっと私から話を，意見を促してもらえるように導いていただいたんで，本当ありがたかったと思います。

司会者

評議の関係，まあ具体的な内容に触れるわけにはいかないんで，全体的な印象も今，皆さんおっしゃったようなので，このぐらいで。あと，ほかの皆さんが質問あるかもしれません。評議の内容はこのぐらいにして，これから裁判員に選ばれるかもしれない方，こういう方に対するアドバイス，あるいは，もう一回自分が裁判員に選ばれたら，今度はこうやりたいな，そういうようなお気持ち，アドバイスがありましたら，順番に聞かせていただければと思います。

じゃあ，今度は逆に，1 番の方からお願いいたします。

裁判員等経験者 1 番

裁判員裁判というのは，やはり，いろんな人に公平に与えられた権利義務だと思いますので，積極的に意見を出していただけたらっていう方もたくさんいらっしゃると思うんですが，私みたいな人もそういうのに参加できるっていうか，まあそういう機会ですので，そうなったときには積極的に参加していただきたいなと思います。もう一度裁判員になったら，私は，ちょっと今，その自分がやった裁判に対してのこう気持ちの残りがあってすごく気になっているので，今はちょっとやりたくないです。

司会者

2 番の方，お願いします。

裁判員等経験者 2 番

機会があったら是非，やりたくでもできる経験ではないので，積極的に参加していただけたらと思います。で，やっぱり関わった事件で，今，被告の人が多分刑務所にいらっしゃるんですけど，どうされてるのかなということは時々思います。

司会者

3 番の方，お願いします。

裁判員等経験者 3 番

そうですね，本当にいい経験というか，やってみて初めて私も，全然こう関心がなかったんですけど，それ以降新聞とかでも裁判は結構行われてまして，しかも裁判員裁判が長野県内でもあるんだ，そういうことをやってるんだなということを知ったというか，関心が広がったっていうところがとてもいい経験をさせていただいたかなと思います。でも私，勤務とかの関係もあるので，なかなかどうやってこの経験をこれから生活の中で生かしていけるのかっていうのは，ちょっと分からない部分はありますが，私たち市民が入ることで多分，いろんな裁判官の方とか，弁護士さんとか，検察の方も，やっぱり市民に分かりやすいようにっていうことで，資料を作ったり，いろいろ御苦労はなさってるのかなと思うんですけど，何かそういったことで，また開かれたっていうか，わかりやすい裁判になる，それから，ああいう手間を見ると，やっぱり犯罪はあんまり起こしちゃいけないなって私は素人ながら思ったので，多くの方に経験していただいて，再犯はもとより，犯罪っていうものが少なくなっていく社会になるといいと思いました。

司会者

4 番の方，お願いします。

裁判員等経験者 4 番

私も、長野県で刑事事件がこんなにあるとは思わなかったので、びっくりしたんですけれども、裁判所の方にこう導いてもらえるっていうのを、参加して初めて知ったので、何ていうかな、かたく、そんなに緊張しなくても導いてもらえるんだなというのが分かったらいいのかなというのがあります。もしまた、機会があるのであれば、やってもいいのかなって思いますけど、なかなか難しいですねっていうのがあります。また、経験させてもらったことで、先ほど 5 番の方がおっしゃってたんですけど、その更生という面でとても興味を持たれてるというのがあって、私もこういう経験をしたからこそ、どうやってみんな自立していくんだろうとか、更生していくんだろうというようなところに興味が持てたっていうのは、いい経験だなというように思いました。

司会者

ありがとうございました。更生、どうやって自立していくかというところでは、やっぱり社会の援助が必要だということ、今、一生懸命そういう施策もされてますので、何かの機会があったら、御協力いただければと思います。じゃあ、5 番の方、お願いします。

裁判員等経験者 5 番

新しい方に対するメッセージとしては、是非是非参加をしてください。少しでも自分の引き出しが多くなると思いますし、いいと思います。是非是非、断らずに。それで、もう一つの質問で、もう一度指名されたらという御質問でしたけど、私個人としては、是非やってみたい、でもこれはあの、全員がやれるわけじゃないので、やっぱりその権利は今までやってない方が、やっていただいた方がいいのかなと思いますけど、本当に指名されたら、是非参加をさせていただきたいと思ってます。

司会者

6 番の方。

裁判員等経験者 6 番

私も今までの方と同じように、新しく裁判員になられる方は、是非挑戦していただきたいと思います。やはり経験することによって得るものは非常に大きいと思いますし、結構、裁判員ということで、ちょっと大変、面倒ということで、その人の事情によってなかなか引き受けできないかもしれませんが、そこはちょっと、仕事持っておられる方でしたら、会社側の方と折衝して是非参加していただければと思います。私、個人的に、まあちょっとその、残酷なシーンはちょっと苦手なものですから、もし機会があれば、事案によっては是非やってみたいなと思っています。

司会者

7 番の方、お願いします。

裁判員等経験者 7 番

私も自分の人生経験として非常にいい経験ができましたし、とてもよかった、いい制度だなと思いました。もう一回選ばれるのであれば、やってみたいと思っています。裁判員裁判に参加して、この裁判、担当した裁判はお酒がらみでのことなんですが、その被害者の気持ち、加害者の気持ちというんですか、加害者がこれからどう過ごしたらよいのか、その犯罪を犯してしまった身内の両親の気持ちなどなどというのを、一つずつ考えるきっかけになりましたし、もちろん、犯罪はいけないことですし、被害に、もしかしたら何か出会うかもしれない。逆に、お酒を飲んで何かけんかをして、自分が加害者になってしまうかもしれない、交通事故で加害者になってしまうかもしれないというのを、もちろん、その犯罪を犯さないという気持ちはあっても、何かの拍子になってしまうかもしれない、被害にあってしまうかもしれないということを一つ思いましたし、まあ少し身近になったというんですかね、法の手続というかそういうのも分かりましたけど、裁判になっている犯罪というのは、自分の身近にあってその中で自分もどこかに入ってしまうかもしれないなという思いと、それに

ついて、気を引き締めるというようなことを非常に思うきっかけになりました。本当にいい経験になったと思いますので、選ばれた方は是非積極的に参加していただきたいなと思ってます。

司会者

もう一回やりたいですか。

裁判員等経験者 7 番

もう一回やりたいです。

司会者

ありがとうございます。それでは、この後、私以外の裁判官、それから、検察官、弁護士さん、そして報道機関の皆さんからの質問、という順序で進めていきたいと思います。まず、裁判官お願いします。

野澤裁判官

冒頭陳述について、詳しい方がいいというお話、先ほど何人かおっしゃった方がいらっしゃったんですけど、それぞれの事件の冒頭陳述を見ますと、基本、みんな A 4、1 枚に図表とか使いつつまとめてるぐらいの情報量であったようなんですけど、それでは足りない、もっとという趣旨なのか、まあこれぐらいでもいいやという、そこら辺の感覚はどんな感じなのかをちょっとお聞きできればと思います。

司会者

皆さんに聞いてみます。もっと情報が欲しいっていう方、いらっしゃいますか。

裁判員等経験者 3 番

まあ私も適正だったと思います。詳しい方がいいか、それとも簡単でいいかと言われると、まあ私たち全然分からない状態で、どっちかと言えば詳しい方がというか、でもこの量で適正だと思います。

野澤裁判官

ありがとうございました。

司会者

検察官お願いします。

富岡検察官

私も1点だけちょっとお伺いできればと思います。これまでの進行の中で、証拠の話で、詳し過ぎるということはなかったですかということで、まあ、お聞きいただいている、皆さんおおむね、詳し過ぎるということはなかったというお答えをなさっていたかと思うんですけども、逆にですね、最終的に判断しようと思って考えていたときに、もっとこういう証拠があったらもうちょっと考えやすかったなということがあったかどうかというのが伺えたらと思います。もちろん守秘義務の関係もありますので、評議の内容に入らない範囲で教えていただけるものがあれば、教えていただけたらと思います。

司会者

5番の方は、更生の話がありましたね。どういうように更生させるべきなのか、そういう関係の証拠がもう少しあったらよかったなということになるんだろうと思うんですが、ほかにございますでしょうか。

フィリピンの方の事件では、やっぱり文化的な背景をもう少しやってもらったほうがよかったのかという気はちょっとしておりますね。方言の違いっていうのが出てきたんですけど、方言の違いはそんなに厳しい問題なのかどうかっていうの、ちょっとその実感できないところがありませんでしたでしょうか。特によろしいですか。

富岡検察官

ありがとうございます。

司会者

それでは、今日は弁護士サイドはちょっと風向きが悪かったんですが。

樋川弁護士

はい、弁護士の樋川から、私も1点だけ質問させていただきたいと思います。今日ですね、既にお話の中で出てきた部分があるんですけども、例えばですね、検察官の尋問の仕方が圧迫的であったというような御感想であったり、あるいは、弁護人が本当に弁護する気あるのかというような態度だったと、ちょっと聞いてて、非常にまずいというように思っておるんですけども、裁判員裁判において、具体的な主張のよしあし、あるいは証拠の内容ですね、これはもちろん重要なんですけども、それはさることながら、弁護人の立ち居振る舞いですね、これも場合によっては、裁判員の皆様に非常にマイナスな印象を与えることがあるのではないかということを、私自身も裁判員裁判を初めて担当して感想として持っておるんです。で、ちょっと個々の事件の内容に入れないということもあるので、こういう質問をさせていただきますが、皆さんの御担当いただいた事件でですね、弁護人の立ち居振る舞いですね、尋問のやり方等々も含めて、これはちょっと問題というか嫌だったなとか、ひっかかったなというようなものがあれば、もうマイナスなことを今日は聞いて、持ち帰りたいものですから、お褒めでなくてですね、これはひどいというものがありましたら、是非教えていただきたいと、感想めいたものでも構いませんけれども。お答えづらい質問かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

司会者

今まで出てきたことのほかにということですね、何かございますでしょうか。特にないですか。人間性を疑うような態度だったとか、おそらく、裁判員裁判ということで、市民の皆さんがいらっしゃるんで、普通の裁判以上に気を使って、態度はやっておられるんだろうと思いますが。法廷で書類を渡して、その後で、その書類に沿った意見を言うてくださる方と、書類は見ないでください、私の話に集中してくださいという形で意見を述べて、後で書類を渡す方と2種類いらっしゃるんですが、皆さんの裁判でどちらだったかよく分からないんですけど、後から書類を渡されるより、先に書類を見ながら話を聞いた方がよか

ったとか、その逆の感想とかございますでしょうか。特にないということでしょうか。

樋川弁護士

5 番の方に質問したいんですが、弁護人がですね、まあ、かなり弁護するのが厳しい事件、情状面でもですね、言うことが少ない事件であったかと思うんですが、その弁護人の主張や立証の内容はともかくとして、尋問時の態度等から、本当にやる気あるのかなというようにもし感じられたとすると、ちょっと非常にまずいなという気もありまして、何かそういうこともありましたでしょうか。

裁判員等経験者 5 番

やる気がないっていうのはちょっと、悪いこと言っちゃったかなと思うんですけど、発言をしてる内容とといいますか、時間とといいますか、非常に少なかったように思うんですよ。弁護してるのという感じが。それは検察側がですね、それなりの状況で質問してますよね。それに対して、例えば、こう反対質問というか、弁護人の被告人に対する質問の中で、あの辺は弁護人の方がそういう意図でやってたのかどうか、これは分かりませんが、被告人に対して、さっき 7 番の方がおっしゃったように、結構、こんなことやってちゃだめじゃないかみたいなことで、その質問の内容が被告人をこう叱ってるみたいな部分が非常に多かったんですよ。でも、それを今、こう叱ってこの被告人も反省してるかなという辺りを意図してるのかは、私は分かりかねたんですが、その、もっと違う、情状酌量を求めているわけですから、被告人に対して、今こういうことをやってるんだけど、この人はもっとこういうことなんだよっていう辺りの方向でやるんじゃないでしょうかね、弁護ですから、というような部分があったり、割合でいうと、検察が 7 割で弁護人が 3 割ぐらいの、その一つの物に対する、こう、双方で質問したりいろいろ話をしますよね、それが、7、3 ぐらいの割合でしかなくて、何か印象が非常に小さかったなっていうのが私の感

想です。

司会者

6 番さん， 7 番さんも同じ状況を見てるんですが，何か付け加えるところはありますか。

裁判員等経験者 7 番

弁護するとイメージですけど，まあ，この人のそのいいところを何か探してというような感じのことはあんまりなかったというか，残念でしたね。ちょっと，そのどういうことが弁護になるか，ちょっと，また外れていたらすみませんけれど。

小澤弁護士

こういう非常にやむにやまれぬ事情がうんとあったとか，そういうようなことに訴えることっていうのは，あんまりなかったですか。どうですか。

裁判員等経験者 7 番

そういうようなことはあんまりなかったとは思いますがね。全部認めているから反省しなさいというか，そういうような感じの口調というんですかね，そういうような印象は受けましたけれども。でも，この冒頭陳述メモの量からしてもそんなに，何ていうんですかね，非常に短絡的な犯罪というか，そういうものなのでそんなに言うこともなかったのかなというような気もするんですが。そうですね，とらえ方はいろいろあるかなとは思いますが，多少かばうというか，そういうようなことはあんまりなかったかなというような感じはしました。

司会者

よろしいですか。

小澤弁護士

はい。

司会者

それでは、今度は報道機関の皆さんから質問していただきます。

信濃毎日新聞社

代表で幾つか質問をさせていただきたいと思います。まず、最初なんですけれども、何人かの方には聞かれてたかなと思うんですけども、裁判員に選ばれたときのお気持ちなんですけれども、ちょっと2番の方に、聞かれてなかったかなと思うので、2番の方に、裁判員になられたときの気持ちを伺いたいかなと思います。

司会者

2番の方、どうぞ。

裁判員等経験者 2番

看護師をしてるんですけど、自分の職場でインフルエンザがすごくはやっていて、仕事がちょうどとっても大変なときだったんです、実を言うと。で、決まったときも、職場から、今から断れないのかというようなことも言われたんですけど、私自身、参加してみたいという気持ちがあったので、もうそれはごり押しですね。やっぱり新しいことを経験することは、人生にとって、とても違うものを見ることはいいことだと思うんですよね。裁判を終わってみて、やっぱり犯罪っていうものは、絶対に割に合わないものだということを経験した方がいいというか、すごく裁判所も身近になったし、裁判官の方も身近になったし、はっきり言って、選ばれてうれしかったというか、すごい確率だというのも、いろいろあったので、まあこれは本当に御褒美だと思ってやらせていただきました。

信濃毎日新聞社

裁判の進め方はわかりやすかったという話、皆さんから出てきたんですけども、その中で、ちょっと聞きにくい、話しにくいかもしれないんですけども、裁判官による誘導みたいなものを感じられた方というのは、いらっしゃったりはしますか。量刑に関して、裁判所から、こういうこのぐらいの判例に関して

はこれぐらいの量刑なんですよというように、いろいろ説明があったと思うんですけども、その中で何か、この裁判官、裁判長、誘導してるんじゃないかなというように感じられた方はいらっしゃらないですかね、どうですか。

裁判員等経験者 7 番

誘導とは感じることはなかったです。量刑はここからここぐらいが妥当というか、その、何ていうんですかね、十何年ぐらいの刑もあるけど、これは何か別のことと合わさって出た判例であって、強盗致傷の中ではこの中だよというのは非常に納得をしたので、そこに関して誘導っていうような感じは受けなかったですね。その判例を聞いたところで、それがまあ納得できるというんですかね、誘導という感じではなかったと思います。それは感じませんでした。

司会者

いろいろ資料を示しているの、それは誘導と言えど誘導にもなるわけだけど、何かこっちの方向に持っていこうというような、意図が見えるような誘導があったかどうかとか、そういうことですよ。何かそういうような、ちょっとこの質問の仕方おかしかったんじゃないかとか、そういったようなことは、我々はしないつもりでやってるんですけども、何かそういうように感じられたような場面というのはないですか。大丈夫ですか。特にないということで。

信濃毎日新聞社

判決を言い渡したときの皆さんの心境を伺いたいです。これはちょっと一人一人お伺いできたらなと思うんですけど、1 番の方からよろしいでしょうか。

裁判員等経験者 1 番

先のこの人生について、すごく考えて出た判決だったんですが、その被告人の刑期が終わるまでというか、何か自分のそれが区切りになるような、結構気持ち的に重かったです。

裁判員等経験者 2 番

やっぱりその判決はすごく重いもので、裁判が終わった後に、みんなで記念

撮影をさせてもらったんですけど、被告人の身になってちょっとつらいところがありました。

裁判員等経験者 3 番

そうですね、重たいという感じがしましたし、まあ、ここで裁判というものは終わるんですけども、被告人の方とか、周囲いろいろがこれからどうなっていくのかなということがすごく気になりました。

裁判員等経験者 4 番

判決を言い渡したときには、みんなで話し合った結果だし、これでよかったというようには思えたんですけど、今でも本当によかったのかなというのは、振り返って見るとあって、事件を起こしてないかなとか、ちゃんと自立できてるかなとか、そういう何か、親みたいな心境じゃないけど、何かすごく心配はあります。

裁判員等経験者 5 番

判決を下したことに對しては、今のそのルールにのっとって判決を言い渡したので、私はそこのところはきちっと割り切ってるつもりです。ただ、両親であるとか、いわゆる家族の方たちに対して、同情するという言い方をするとちょっと失礼なのかもしれませんが、これからこの家族の人たちは、一体どうなっていくんだろうという一抹の思いはありました。被告人に対してはもう全然、ルールにのっとってやっているんで、余り重荷は感じませんでした。

裁判員等経験者 6 番

やっぱり、みんなで話し合っ出た判決なんですけど、私なんかという、ちょっとその思いもありましたし、裁判中にその被告人の親族も来てまして、何かちょっとすごく年老いた御両親の姿を見ていたので、何かちょっと気の毒だなという気持ちと、被告人自身も何回も再犯ということなので、何とか立ち直っていったらなという思いも少しはありました。

裁判員等経験者 7 番

自分が担当した事件については、被告人については、妥当な刑だったかなと思うんですけども、今回に関して自分が重荷に感じることはなかったんですが、大きくもめるとか、意見が食い違うような事件をもし担当したとすると、その判決についてよかったのかとか、大きく悩むことも、もしかしたらあるのかなと思うこともあります。今回については、本当に被告人側が完全に悪いなというような思いがあるので、思い悩むことは全然ないんですけども、それである、5番さん、6番さんが言っておられたように、やっぱり、御家族のことだとか、その犯罪を犯した人はその刑を受けるんですが、御家族に罪はないけど、やはり、その罪の意識というかそういうの持ってしまうんだろなというようなことを、そのとき、やっぱり顔を見て思うことはあります。

信濃毎日新聞社

続きまして、裁判後の生活なんですけれども、その中で、先ほども何人かの方からお話が出てきましたけれども、新聞だったり、テレビで、ニュースで裁判や司法に関するものに注目するようになったという話があったんですけども、そういったこと皆さんやっぱりおありなのかということをもう一回お伺いしたいなと思うんですけど、よろしいですか。

この7人の方の中で、そうですね、裁判後、そういったものに興味を持つようになったっていう方は、手を挙げてもらってもよろしいでしょうか。

司会者

全員ですね。

信濃毎日新聞社

公判中なんですけれども、あるいは判決後でも構わないんですけども、精神的な負担を感じられたという方は、いらっしゃったりはしますでしょうか。

司会者

裁判をしてるんで、それなりの精神的負担はあると思うんですけど、何かこう悪い精神的負担という意味ですね。

信濃毎日新聞社

そうですね。悪い精神的な負担を感じる方はいらっしゃるんですか。

司会者

どうでしょうか。何か、こういうことは言っておきたいということございますか。夜眠れないとか、そういうことがございましたか。裁判のことを考えて。あったら何かちょっと説明してください。

裁判員等経験者 1 番

私は殺人事件だったので、やっぱりちょっと、夜、目が覚めてしまったり、夢の中でもそのことが出てきたりとか、結構負担がありました。

司会者

どのぐらい続きました。

裁判員等経験者 1 番

裁判が終わっても、やっぱりありました。

信濃毎日新聞社

最後なんですけれども、改めて皆さん、一通りお話を伺って、御自身の経験も踏まえて構わないんですけれども、裁判員裁判の制度について改善してほしいなという点がありましたら挙げていただきたいなと思うんですけれども、そういったものあるんだったりするんでしょうか。

司会者

いかがでしょうか。遠慮なくおっしゃっていただいて、変わるかどうかわかりませんが、率直な御意見を伺わせていただければと思うんですが。特にないということよろしいですか。

長野日報社

6 番の方にちょっとお伺いしたいんですが、今の裁判員制度は量刑まで決めるということなんですけれども、例えば、死刑が予想される裁判員裁判があったとしますけれども、そういったときは御参加されますか。それと、そういつ

たときに、死刑だとか、まあいわゆる重大な刑が予想されたときには、なかなか、1番の方もおっしゃったように、寝れない日もあったということなのですが、量刑を決める裁判員制度については、どう思われてるのかちょっとお聞きしたいです。

裁判員等経験者 6 番

死刑になるかどうかというのは、きっと裁判の中で決まっていくことだと思います。それで、今の裁判員裁判というのは一審のみということなので、その一審の中でみんな、それぞれの思いや考えの中で、量刑を決めていくということだと思うんですけども、素人である私たちがその裁判にかかわっていく中で、おそらく今までの判例の中とか、考え方の間違いっていうのも出てくると思うんですよね。でも、それは二審、三審の中で、やっぱりプロの人たちが決めていくという部分があるから、その部分では、私自身としては救われる部分だなと思うんですね。で、いわゆる重大事案について、その辺の今の判例と一般市民が考えてる感覚の溝を埋めていくための裁判員裁判だというように私はとらえてるものですから、一審のみのこの裁判員裁判というのは、重要なことだとは思っております。やはり、私個人としても、死刑判決に関わるような重大な事件というのは、残酷なその、ばらばらだとかそういった写真を見るということは、きっと正視できないし、感情面でちょっとこう正常でいられなくなるから、そうなった場合にきちんとした判断もできないから、それであれば、最初から辞退をさせていただくということになると思います。

中日新聞社

裁判が終わった後の、判決後の心境についてなんですけども、先ほど、4番の方が自分の判断は正しかったのかどうかを御心配なされているということだったんですけども、それ以外の方で、そういうような心境を持っていられない方がいらっしゃいましたら、教えていただきたいと思います。

司会者

4 番の方も、その後本人は判決で期待したような更生をしたんだろうかと、そういう意味で心配だということで、ほかにそういう方がいらっしゃるかどうか。

この判決通り、ちゃんと更生してくれたんだろうか、これももちろん皆さん心配してるということになると思うんですけども、これが非常に心配だ、で、何か夜も眠れないというような方いらっしゃいますか。（挙手なし）

中日新聞社

皆さん御心配することなんですけれども、やはりそれは今後多少は薄れていくかもしれないと思うんですけども、やはりこの、今後ずっと自分自身について回るものだとお考えでしょうか。

裁判員等経験者 2 番

多分、この経験というのは一生の中の一つのものなので、忘れないと思います。それこそ、裁判が終わった直後から比べれば、その被告人のことを思い出す回数は少なくなってますけど、まあ、こういうようなことがあれば、また、今はどうしてるのかなとか、それと刑期が終わった後はどうするのかなという思いはあると思うんですけど、多分、一つの思い出として忘れないものだと思います。

信濃毎日新聞社

皆さん、担当された事件があると思うんですけども、それを裁判員になる前からもともとその事件の概要っていうものを御存じだったっていう方はいらっしゃるでしょうか。

司会者

じゃあ、まず、裁判員になる前に事件をニュースなどで見て、ああこの事件だっていうのが分かったという方、手を挙げてください。

裁判員の候補者として来ていただくと、この事件こういう事件ですよという説明をして、これについて何か利害関係のある方は申し出てくださいますと、そう

いう趣旨の質問をしてるんですけども、その前ということですね。

司会者

2番の方だけですかね。

裁判員等経験者2番

テレビでやっていたものを、本当にほかのニュースと同じように聞いたという事です。

信濃毎日新聞社

その中で、もともと、事件に関する先入観が少しはあったかなとは思いますが、すけれども、裁判を進めていく中で、その先入観は変わったのかっていうのを、もともとあった考えが変わっていったのか、それともそのまんま変わらずにいったのかというところをちょっと伺いたいなと思うんですけども。

裁判員等経験者2番

多分、そのニュースを見たときは、こんなことがあるという本当に一つのニュースでしかなかったもので、何も考えは変わらなかった。

信濃毎日新聞社

今回の、この場を終えて、皆さん、この部分を改善をしていきたいとか、そういったものが法曹の各者の中でありましたら、ちょっと伺えたらなと思うんですけども、ございますでしょうか。裁判員制度に関してなんですけれども。

樋川弁護士

弁護人によって考え方が違うので、なかなかの部分がありますけど、まあやっぱり、ある程度、ある程度という感じですが、弁護人のその事件に対する熱意って、非常にダイレクトに裁判員に伝わるなっていうように思っていて、私個人としてはそう感想を持って、ただそれを最近深めたかなという気はしております。感想めいたことになってしまいますけれども、今日お話をお聞きして、裁判員裁判が極めてうまくいってることの背景に、やはり、裁判所とですね、裁判

官だけじゃなくて、そういった事務方と並々ならぬ努力の上で成り立っている、こんなに今日肯定的な意見がたくさん出ると思って来てなかったのも、本当に裁判員裁判はうまくいっているんだなという感想を私としては持ちました。

小澤弁護士

参考になる御意見を聞かせていただいて、本当にありがとうございました。お忙しい中、本当にお時間割いていただいて恐縮でございます。重要な御意見をいただけたかとは思いますが、やっぱり当事者として活動している以上、何かこう、自分でも気が付かないうちに、偏りというものは出てしまうものだなと思いました。まあその辺もありますので、偏りが出てしまうのは避けられないんですよ。何というか、ひんしゅくを買うような偏りはないよう気をつけようと思うように、心新たにして、そうしようと思います。

富岡検察官

今の話をお伺いして、役所としてどうということじゃなくて、私個人のという感想めいたお話ですけれども、やっぱりこれまで、裁判員裁判に関わらせていただくと、裁判員の方から、例えば被告人質問のときに出てくる質問などを伺っていて、そういう視点もあるんだなと、はっとさせられるという経験は何度もありました。そういうことで、やはり私たちの考え方、まあこれまで慣例もあったりして、似たようなことを考えちゃうというのはよくあると思うんですけれども、やはり謙虚な姿勢が必要かなと思っておりまして、今日のお話を伺っていても、例えば、冒頭陳述や論告がどうだったかという大きなテーマとしては、まあ、おおむね肯定的な御意見をいただいていたかとは思いますが、やはり細かいところを見ていきますと、先ほどの更生との関係で、もっとこういう情報があった方がいいかもしれないとか、あるいは、ちょっと視点が欠けている部分があったかもしれないといったお話、あるいは、外国人の事件で、やはり国ごとに違う文化や慣習を前提にもっとちょっと分かりやすくする方法があるのでないかといった、示唆に富む内容もありましたので、やはりそういっ

たところを踏まえて、今後に活かしていけたらなと思った次第です。ありがとうございました。

野澤裁判官

今日聞いて、改めてというか、前から気になっていたことをまた改めて認識したということでもありますけど、やっぱり裁判員としてわざわざ来ていただいて、お務めを果たしていただいて、とてもありがたいことなのに、そこで何か心に負担を負わせてお帰しするのは申し訳ないなといつも思っておりまして、取り扱うことが重いので、ある程度避けられないこともあるかとは思いますが、なるべく心の御負担にならないようにですね、いろいろと気を配って、今後もやっていきたいなという思いを強くいたしました。

司会者

私も裁判官になる前は一般市民で素人でしたので、時々、生まれて初めて法廷傍聴したときの感覚というのを思い出したりするんですが、裁判員の皆さんと裁判をやっていると、そのときのことを、本当に何度も何度も思い出すようになりました。やっぱり、裁判は一般市民に異質な世界ですので、どのように皆さんに情報を得ていただいて、ちゃんとそしゃくしていただいて、で、新しい問題に触れていただくのか、これは裁判官がうまくコントロールしながら、皆さんに理解していただくべき手順を踏んで、理解していただくべきことだなというのを、今日、ますます思いを強くしております。先ほど、変なコントロールがなかったかという話があったと思いますが、その変なコントロールにならないように、しかも、ちゃんと最後は充実した評議を経て、皆さん自信を持って判断していただけるような裁判にするには、ますます努力していかなければいけないなという思いを強くいたしました。これはまだまだ、道半ばなんだろうなというように思います。

それでは、意見交換会はここまでということにさせていただきます。今日は本当に長い間、どうもありがとうございました。

以 上